

# 労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令

## 目次

### 本則

- 労働金庫法施行規則（昭和五十七年<sup>大蔵省</sup>労働省令第一号）（第一条関係）…………… 1
- 労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令（平成六年<sup>大蔵省</sup>労働省令第一号）（第二条関係）…………… 61
- 確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成十三年<sup>内閣府</sup>厚生労働省令第六号）（第三条関係）…………… 63

### 附則



○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年<sup>大蔵省</sup>労働省令第一号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第五条 次に掲げる規定に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>一 十三（略）</p> <p>十四 法第九十四条第一項及び第三項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第四十五条第二項及び第三項、第二百五条第四号、第三百三十一条第二項並びに第二百五十二条の第十二号）を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項十五（略）</p> <p>（定款の変更等の認可を要しない場合）</p> <p>第十三条 法第三十一条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更を要する場合</p> <p>（削る）</p>	<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第五条 次に掲げる規定に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>一 十三（略）</p> <p>十四 法第九十四条第一項及び第三項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第四十五条第二項及び第三項、第二百五条第四号並びに第三百三十一条第二項を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項十五（略）</p> <p>（定款の変更等の認可を要しない場合）</p> <p>第十三条 法第三十一条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更を要する場合</p> <p>イ 法第五十八条第二項第十号又は法第五十八条の二第一項第八号の規定により行う国債、地方債又は政府保証債（以下「国債</p>

(削る)

(削る)

イ、ハ (略)

(削る)

二| 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第三十三条  
の二の規定による登録を受けて行う業務

二、四 (略)

(金庫等が保有する議決権に含めない議決権)

第十四条 法第三十二条第六項(法第五十八条の四第八項(法第五十  
八条の六第三項において準用する場合を含む。)、令第五条第三項  
、第四十五条第十一項、第四十七条第五項、第四十九条第三項及び  
第八十三条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ  
。 )の規定により金庫又はその子会社が保有する議決権に含まない

等」という。)の募集の取扱い

ロ| 法第五十八条第二項第二十号若しくは第二十一号又は法第五  
十八条の二第一項第十八号若しくは第十九号の規定により行う  
有価証券店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは  
代理

ハ| 法第五十八条第七項又は法第五十八条の二第三項の規定によ  
り行う不特定かつ多数の者を相手方とする証券取引法(昭和二  
十三年法律第二十五号)第六十五条第二項各号(金融機関の証  
券業務の特例)に掲げる有価証券又は取引について、同項各号  
に定める行為を行う業務

ニ、ヘ (略)

ト| 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第五十六条  
の規定による登録を受けて行う金融先物取引業

(新設)

二、四 (略)

(金庫等が保有する議決権に含めない議決権)

第十四条 法第三十二条第六項(法第五十八条の四第八項(法第五十  
八条の六第三項において準用する場合を含む。)、令第五条第三項  
、第四十五条第十一項、第四十七条第五項、第四十九条第三項及び  
第八十三条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ  
。 )の規定により金庫又はその子会社が保有する議決権に含まない

ものとされる内閣府令・厚生労働省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第二百二条並びに第二百五条を除き、以下同じ。）とする。

一 有価証券関連連業（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連連業をいう。以下同じ。）を営む金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）が業務として所有する株式又は持分

二（四）（略）

2 法第三十二条第六項の規定により、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるものから除かれる内閣府令・厚生労働省令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第十条の規定により子会社が投資信託委託会社（同法第二条第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。）としてその行使について指図を行う株式又は持分に係る議決権とする。

3・4 （略）

（労働金庫の付随業務）

第四十二条 （略）

2 （略）

3 法第五十八条第二項第十一号に規定する内閣府令・厚生労働省令

ものとされる内閣府令・厚生労働省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。第二号及び第三号並びに第四項、第二百二条並びに第二百五条を除き、以下同じ。）とする。

一 証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいう。以下同じ。）が業務として所有する株式又は持分

二（四）（略）

2 法第三十二条第六項の規定により、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるものから除かれる内閣府令・厚生労働省令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十二條の規定により子会社が同法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者としてその行使について指図を行う株式又は持分に係る議決権とする。

3・4 （略）

（労働金庫の付随業務）

第四十二条 （略）

2 （略）

3 法第五十八条第二項第十一号に規定する内閣府令・厚生労働省令

で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一〜四の二 (略)

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第六項に規定する商品投資受益権の受益権証書

六 (略)

七 法第五十八条第二項第十六号の二又は第十八号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書

4 法第五十八条第二項第十一号の二に規定する有価証券として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十七第一項第二号又は同条第三項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、金融商品取引法第二条第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四十条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。

5 法第五十八条第二項第十六号の二及び第十七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引（同法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）とする。

6 法第五十八条第二項第十八号に規定する内閣府令・厚生労働省令

で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一〜四の二 (略)

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第三項に規定する商品投資受益権の受益権証書

六 (略)

七 法第五十八条第二項第十八号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書

4 法第五十八条第二項第十一号の二に規定する有価証券として内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十七条の二第一項第二号又は同条第二項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、証券取引法第二条第一項第三号の二又は第四号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、証券取引法施行令第十七条の二第一項第二号及び同条第二項に規定する有価証券を定める内閣府令（平成十年総理府令・大蔵省令第十二号）第一条第一号に規定する譲渡資産が、指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。

（新設）

5 法第五十八条第二項第十八号に規定する内閣府令・厚生労働省令

で定めるものは、次に掲げるものとする。

(削る)

で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 金利先渡取引(当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」という。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」という。))までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」という。)の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいう。)

二 為替先渡取引(当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この号において同じ。))のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この号において同じ。))を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ

(削る)

(削る)

(削る)

一 (略)

二 当事者が数量を定めた算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受によつて決済される取引に限る。）

(削る)

幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行つた先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいう。）

三 直物為替先渡取引（当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行つた先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいう。）

四 店頭金融先物取引（金融先物取引法第二条第四項に規定する店頭金融先物取引をいい、前三号に該当するものを除く。第八号において同じ。）

五 (略)

(新設)

六 クレジットデリバティブ取引（当事者が元本として定めた金額について、当該当事者間で取り決めた者の信用状態等を反映する利率又は価格に基づき金銭の支払を相互に約する取引、当該当事

(削る)

三| 当事者の一方の意思表示により当事者間において前二号に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

7| (略)

(労働金庫連合会の付随業務)

第四十三条 (略)

2 (略)

3 法第五十八条の二第一項第九号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする

者間で取り決めた者の信用状態等に係る事象の発生に基づき金銭の支払又は財産の移転を相互に約する取引その他これに類似する取引をいう。)

七| スワップ取引(当事者が元本及び金利として定めた外貨額について当該当事者間で取り決めた為替相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引、当事者が元本として定めた金額について当該当事者のそれぞれが相手方と取り決めた利率に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引をいう。)

八| オプション取引(当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引(店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等(第八十六条第一項第五号イにおいて「取引所金融先物取引等」という。)に該当するものを除く。)をいう。)

6| (略)

(労働金庫連合会の付随業務)

第四十三条 (略)

2 (略)

3 法第五十八条の二第一項第九号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする

- 一〇四の二 (略)
- 五 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第六項に規定する商品投資受益権の受益権証書
- 六 (略)
- 七 法第五十八条の二第一項第十四号の二又は第十六号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書
- 4 | 法第五十八条の二第一項第十四号の二及び第十五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、前条第五項に掲げるものとする。
- 5 | 法第五十八条の二第一項第十六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、前条第六項各号に掲げるものとする。
- 6 (略)
- (金庫の子会社の範囲等)
- 第四十五条 (略)
- 2〇4 (略)
- 5 法第五十八条の三第一項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの(労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。
- 一〇一の四 (略)

- 一〇四の二 (略)
- 五 商品投資に係る事業の規制に関する法律第三条第三項に規定する商品投資受益権の受益権証書
- 六 (略)
- 七 法第五十八条の二第一項第十六号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書
- (新設)
- 4 | 法第五十八条の二第一項第十六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、前条第五項各号に掲げるものとする。
- 5 (略)
- (金庫の子会社の範囲等)
- 第四十五条 (略)
- 2〇4 (略)
- 5 法第五十八条の三第一項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの(労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。
- 一〇一の四 (略)

一の五 削除

一の六・二 (略)

三 法第五十八条第一項各号に掲げる業務に付随する業務及び同条第二項(第一号から第六号まで及び第十三号を除く。)又は法第五十八条の二第一項(第一号から第四号まで及び第十一号を除く。)に規定する業務(有価証券関連業その他金融庁長官及び厚生労働大臣の定める業務に該当するものを除く。)

三の二～三の四 (略)

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為を行う業務

五 削除

六 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第三項に規定する商品投資顧問業

七～十二 (略)

十三 投資信託委託会社又は資産運用会社(投資信託及び投資法人に関する法律第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。)として行う業務(投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。)

一の五 信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業(第三号又は第十三号に掲げる業務に該当するものを除く。)

一の六・二 (略)

三 法第五十八条第一項各号に掲げる業務に付随する業務及び同条第二項(第一号から第六号まで及び第十三号を除く。)又は法第五十八条の二第一項(第一号から第四号まで及び第十一号を除く。)に規定する業務(証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、第四号及び第五号に掲げる業務その他金融庁長官及び厚生労働大臣の定める業務に該当するものを除く。)

三の二～三の四 (略)

四 抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第一百四号)第二条第一項に規定する抵当証券業

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業(同条第二項に規定する商品投資契約の締結を行うものを除く。)

六 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する商品投資顧問業

七～十二 (略)

十三 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業及び同条第十七項に規定する投資法人資産運用業(同法第三十四条の十第一項第二号に規定する不動産の管理業務(投資信託委託業者がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行うも

十四 投資助言業務（金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。）に係る業務

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産（不動産、不動産の賃借権及び地上権を除く。）に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第四号及び前二号に該当するものを除く。）

十四の三 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

十五～十八の三 （略）

十八の四 算定割当量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

十八の五 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

イ 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引

ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間において前号の契約に係る取引及びイに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対し

のに限る。）を含む。）

十四 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十年法律第七十四号）第二条第二項に規定する投資顧問業又は同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務

（新設）

（新設）

十五～十八の三 （略）

（新設）

（新設）

て対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

十九 (略)

二十 有価証券に関する顧客の代理

二十一・二十二 (略)

二十三 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法〔明治三十二年法律第四十八号〕第五百三十五条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（有価証券関連業に該当するものを除く。）

二十四～三十九 (略)

6 法第五十八条の三第一項第二号、第五十八条の四第七項、第五十八条の五第一項第七号又は第五十八条の六第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～三 (略)

7～11 (略)

（証券専門会社等の業務）

第五十一条 法第五十八条の五第一項第二号に規定する内閣府令・厚

十九 (略)

二十 有価証券に関する顧客の代理（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資一任契約の締結に係る代理を含む。）

二十一・二十二 (略)

二十三 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約（証券取引法施行令第一条の三の二第二項各号に掲げるものを除く。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（第五号に該当するものを除く。）

二十四～三十九 (略)

6 法第五十八条の三第一項第二号、第五十八条の四第七項、第五十八条の五第一項第七号又は第五十八条の六第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める会社は、証券取引所（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一～三 (略)

7～11 (略)

（証券専門会社等の業務）

第五十一条 法第五十八条の五第一項第二号に規定する内閣府令・厚

生労働省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

二 (略)

三 第四十五条第五項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除く。)。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十八条の五第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第四十五条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については法第五十八条の五第二項第八号に規定する信託子会社等を有する場合に限る。

2 法第五十八条の五第一項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

二 累積投資契約(金融商品取引法第三十五条第一項第七号に規定

生労働省令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

(新設)

一 (略)

二 第四十五条第五項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十八条の五第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第四十五条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については法第五十八条の五第二項第八号に規定する信託子会社等を有する場合に限る。

2 法第五十八条の五第一項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

(新設)

一 累積投資契約(証券取引法第三十四条第一項第八号に規定する

する累積投資契約をいう。)の締結の媒介

三| 金融商品取引法第三十五条第一項第一号に規定する有価証券の貸借の媒介

四| 前項第二号に掲げる業務

五| 第四十五条第五項各号に掲げる業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除く。)。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十八条の五第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第四十五条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については法第五十八条の五第二項第八号に規定する信託子会社等を有する場合に限る。

(子会社対象会社のうち認可対象会社から除かれるもの)

第五十三条 法第五十八条の五第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第四十五条第五項第一号から第十八号の五までに掲げる業務

二・三 (略)

(預金者等に対する情報の提供)

第八十六条 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。)に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一〜四 (略)

累積投資契約をいう。)の締結の媒介

二| 証券取引法第三十四条第一項第二号に規定する有価証券の貸借の媒介

三| 前項第一号に掲げる業務

四| 第四十五条第五項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十八条の五第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第四十五条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については法第五十八条の五第二項第八号に規定する信託子会社等を有する場合に限る。

(子会社対象会社のうち認可対象会社から除かれるもの)

第五十三条 法第五十八条の五第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第四十五条第五項第一号から第十八号の三までに掲げる業務

二・三 (略)

(預金者等に対する情報の提供)

第八十六条 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。)に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一〜四 (略)

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ 市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二十一条に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。）又は外国市場デリバティブ取引（同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。）のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの

ロ・ハ （略）

ニ 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場（同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）における同条第二十一項第一号に掲げる取引と類似の取引を除く。）

ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同条第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）（次条第一項第二号及び第百五十二条の二十四第一項第十三号ホにおいて「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ 取引所金融先物取引等

ロ・ハ （略）

ニ 証券取引法第八条第三号の二又は同条第二十一項から第二十三項までに規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

ホ 証券取引法第二十条に規定する有価証券先物取引又は同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場における同条第二十項に規定する有価証券先物取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同条第三号及び第四号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）（次条第一項第二号において「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るもの

六 (略)

254 (略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第八十七条 金庫は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 金融商品取引法第三十三条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券(国債証券等及び前号に掲げる有価証券に該当するものを除く。)

三 (略)

2・3 (略)

(投資信託委託会社等への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第八十八条 金庫は、投資信託委託会社又は資産運用会社が当該金庫の事務所の一部を使用して投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券(以下この条において「受益証券等」という。)を取り扱う場合には、金庫が預金等を取り扱う場所と投資信託委託会社又は資産運用会社が受益証券等を取り扱う場所とを明

に限る。)

六 (略)

254 (略)

(金銭債権等と預金等との誤認防止)

第八十七条 金庫は、次に掲げる商品を取り扱う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 (略)

二 証券取引法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券(国債証券等及び前号に掲げる有価証券に該当するものを除く。)

三 (略)

2・3 (略)

(投資信託委託業者への店舗貸しによる受益証券等の取扱い)

第八十八条 金庫は、投資信託及び投資法人に関する法律第二十条第十八項に規定する投資信託委託業者が当該金庫の事務所の一部を使用して同法に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券又は外国投資証券(以下この条において「受益証券等」という。)を取り扱う場合には、金庫が預金等を取り扱う場所と投資信託委託業者が受益証券等を取り扱う場所とを明確に

確に区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(内部規則等)

第九十五条 金庫は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(同一人に対する信用の供与等)

第九十六条 (略)

2・3 (略)

4 令第五条第五項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 貸借対照表の有価証券勘定に社債として計上されるもののうち、その発行の際にその取得の申込みの勧誘が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募に該当するものであつた社債の保有

区分するとともに、顧客の誤解を招くおそれのある掲示を行わない等の適切な措置を講じなければならない。

(内部規則等)

第九十五条 金庫は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(同一人に対する信用の供与等)

第九十六条 (略)

2・3 (略)

4 令第五条第五項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 貸借対照表の有価証券勘定に社債として計上されるもののうち、その発行の際にその取得の申込みの勧誘が証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募に該当するものであつた社債の保有

二 (略)

三 貸借対照表の買入金銭債権勘定に金融商品取引法第二条第一項第十五号に規定する約束手形として計上されるもの

四 (略)

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第九十七条 銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第一百一条までにおいて同じ。)の額(第百条第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一・二 (略)

三 前条第三項に規定する株式又は出資が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)

第八条第二十二項に規定するその他有価証券であつて、貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差額

四〇七 (略)

2・3 (略)

(金庫の業務に係る禁止行為)

二 (略)

三 貸借対照表の買入金銭債権勘定に証券取引法第二条第一項第八号に規定する約束手形として計上されるもの

四 (略)

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第九十七条 銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第一百一条までにおいて同じ。)の額(第百条第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一・二 (略)

三 前条第三項に規定する株式又は出資が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)

第八条第二十一項に規定するその他有価証券であつて、貸借対照表計上額が帳簿価額を上回る場合における当該貸借対照表計上額と帳簿価額との差額

四〇七 (略)

2・3 (略)

(金庫の業務に係る禁止行為)

第八八条 銀行法第十三条の三第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 顧客に対し、その行う業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二・三 (略)

(労働金庫代理業に係る内部規則等)

第三百三十七条 労働金庫代理業者は、その行う労働金庫代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(労働金庫代理業に係る禁止行為)

第四百四十一条 銀行法第五十二条の四十五第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 顧客に対し、その行う労働金庫代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告

第八八条 銀行法第十三条の三第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 顧客に対し、その行う業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二・三 (略)

(労働金庫代理業に係る内部規則等)

第三百三十七条 労働金庫代理業者は、その行う労働金庫代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(労働金庫代理業に係る禁止行為)

第四百四十一条 銀行法第五十二条の四十五第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 顧客に対し、その行う労働金庫代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

げる行為

二〇六 (略)

第二百五十二条 (略)

(特定預金等)

第二百五十二条の二 法第九十四条の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 預金者等が預入期間の途中で解約をした場合に違約金その他これに準ずるもの（以下この号において「違約金等」という。）を支払うこととなる預金等であつて、当該違約金等の額を当該解約の時における当該預金等の残高から控除した金額が、金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標に係る変動により預入金額を下回ることとなるおそれがあるもの
- 二 預金等のうち、外国通貨で表示されるもの
- 三 預金等のうち、その受入れを内容とする取引に金融商品取引法第二条第二十二項第三号（ロを除く。）に掲げる取引（通貨の売買に係るものに限る。）が付随するもの

(契約の種類)

第二百五十二条の三 法第九十四条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条に規定する

二〇六 (略)

第二百五十二条 (略)

(新設)

(新設)

内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、特定預金等契約（法第九十四条の二に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）とする。

（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日）  
第五百二十二条の四 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定

する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める日は、金庫が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

第五百二十二条の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約（準用金融商品取引法第三十四

（新設）

（新設）

条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。）に關して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。）を特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った金庫のみから対象契約に關して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であつても、準用金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

（情報通信の技術を利用した提供）

第一百五十二条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
- イ 金庫又は労働金庫代理業者（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う金庫又は労働金庫代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備

（新設）

え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該金庫若しくは労働金庫代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客及び顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルという。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う金庫又は労働金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 金庫又は労働金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、金庫又は労働金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 金庫又は労働金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えら

れた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 閲覧ファイル（金庫又は労働金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 | 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該

期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第七条の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、金庫又は労働金庫代

理業者の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は金庫若しくは労働金庫代理業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第百五十二条の七 令第七条の三第一項及び第七条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第百五十二条の十第一項各号に掲げる方法のうち金庫又は労働金庫代理業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第百五十二条の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

- 二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める日は、金庫が前項の規定により定めた日であ

(新設)

(新設)

つて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日  
のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の  
記載事項)

第百五十二条の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号  
イに規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、準用金融商  
品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に  
規定する対象契約をいう。次項において同じ。)に関して申出者(準  
用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう  
。次項において同じ。)が当該各号に定める者である場合(準用金  
融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適  
用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣  
府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の  
定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつ  
ても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定に  
よる承諾を行った金庫のみから対象契約に関して特定投資家とし  
て取り扱われることになる旨

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

(新設)

第一百五十二条の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用

（新設）

金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。  
。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令・厚生労働省令  
で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 金庫の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法  
前項各号に掲げる方法は、金庫がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

三 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、金庫の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等)

第五百二十二条の十一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一

号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについてすべての匿名組合員の同意を得ていないこと。

二 その締結した商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資の合計額が三億円未満であること。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人(次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。)

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること

ロ 当該組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること

二 有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号

第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人(次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。)

(新設)

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第百五十二条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号において同じ。)における申出者(準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第百五十二条の十四において同じ。)の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券(ホに掲げるものを除く。)

ロ デリバティブ取引(金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。)に係る権利

(新設)

ハ 法第九十四条の二に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十条ノ二ノ三に規定する特定預金、農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の六の四に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等及び農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等

ニ 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権

ヘ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

ト 商品取引所法第二条第八項に規定する先物取引に係る権利

三 申出者が最初に当該金庫との間で特定預金等契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合

の期限日)

第百五十二条の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。

)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める日は、金庫が前項の規定により定めた日であつて準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第百五十二条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、準用金融商品取

(新設)

(新設)

引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った金庫のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

（広告類似行為）

第百五十二条の十五 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者又は同条第九項に規定する特定信書事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六

（新設）

号) 第二条第一号に規定する電子メールをいう。) を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

二 個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定預金等契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。)

イ 商品の名称(通称を含む。)

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする金庫又は労働金庫代理業者の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称

ハ 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨(イ、ロ及びニに掲げる事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさの文字

又は数字で表示されているものに限る。）

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面

(以下「契約締結前交付書面」という。)

(2) 第二百五十二条の二十二第一項第一号に規定する外貨預金等書面

(3) 第二百五十二条の二十二第一項第三号ロに規定する契約変更書面

(特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容についての広告等の表示方法)

第二百五十二条の十六 金庫又は労働金庫代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告又は前条に規定する行為(次項において「広告等」という。)をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 金庫又は労働金庫代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告等をするときは、令第七条の五第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

(新設)

第一百五十二条の十七 令第七条の五第一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価（以下「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（新設）

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第一百五十二条の十八 令第七条の五第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（新設）

- 一 当該金庫又は当該労働金庫代理業者の所属労働金庫が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨
- 二 その他当該特定預金等契約に関する重要な事項について顧客の不利となる事実

（誇大広告をしてはならない事項）

第一百五十二条の十九 準用金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする

（新設）

- 。|
- 一| 特定預金等契約の解除に関する事項
  - 二| 特定預金等契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
  - 三| 特定預金等契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項
  - 四| 特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

（契約締結前交付書面の記載方法）

第二百五十二条の二十 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を、工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本工業規格（次項において「日本工業規格」という。）Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

- 一| 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第二百五十二条の二十四第一項第十一号に掲げる事項

（新設）

二| 第五百五十二条の二十四第一項第十二号に掲げる事項

3| 金庫又は労働金庫代理業者は、契約締結前交付書面には、第五百五十二条の二十四第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(情報の提供の方法)

第五百五十二条の二十一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、契約締結前交付書面を交付することにより行うものとする。

(新設)

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第五百五十二条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(新設)

一 第五百五十二条の二第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。)  
。に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第二号から第五号まで並びに第五百五十二条の二十四第一項第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第五百五

十二条の二十に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。）

二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付していない場合を含む。）

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合においては、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（以下「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2 | 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第七条の三の規定並びに第五十二条の六の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

3 | 外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書

面を交付したものとみなされた日を含む。) から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行った場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限り。) には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結前交付書面を交付した日(第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。) から一年以内に当該契約締結前交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結前交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第百五十二条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。) 及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあつては、その旨及びそ

(新設)

の理由とする。

(契約締結前交付書面の記載事項)

第五百二十二条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨
- 二 商品の名称(通称を含む。)
- 三 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別
- 四 受入れの対象となる者の範囲
- 五 預入期間(自動継続扱いの有無を含む。)
- 六 最低預入金額、預入単位その他の預入に関する事項
- 七 払戻しの方法
- 八 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
- 九 付加することのできる特約に関する事項
- 十 預入期間の中途での解約時の取扱い(利息及び手数料の計算方法を含む。)
- 十一 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

(新設)

- 
- イ 当該指標
- ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由
- 十二 当該金庫又は当該労働金庫代理業者の所属労働金庫が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨
- 十三 次に掲げるものと特定預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細
- イ 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）
- ロ 法第五十八条第二項第十八号又は法第五十八条の二第一項第十六号に規定する金融等デリバティブ取引
- ハ 先物外国為替取引
- ニ 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引を除く。）
- ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（国債証券等及び同条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）
- 十四 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定
-

の方法が定められている場合にあっては、当該基準及び方法並びに金利に関する事項

十五 当該特定預金等契約に関する租税の概要

十六 顧客が当該金庫又は当該労働金庫代理業者の所属労働金庫に連絡する方法

十七 当該金庫又は当該労働金庫代理業者の所属労働金庫が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつている認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。）の有無（対象事業者となつている場合にあっては、その名称）

十八 その他特定預金等の預入れに関し参考となると認められる事項

2 一の特定預金等契約の締結について金庫及び労働金庫代理業者が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならない場合において、いずれか一の者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結前交付書面を交付したときは、他の者は、同項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

（契約締結時交付書面の記載事項）

第一百五十二条の二十五 特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及び

（新設）

次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該金庫又は当該労働金庫代理業者の所属労働金庫の名称
  - 二 預入金額（元本の額が外国通貨で表示される場合にあつては、当該外国通貨で表示される元本の額）
  - 三 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別
  - 四 預入日及び満期日（自動継続扱いの有無を含む。）
  - 五 払戻しの方法
  - 六 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
  - 七 預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）
  - 八 当該特定預金等契約の成立の年月日
  - 九 当該特定預金等契約に係る手数料等に関する事項
  - 十 顧客の氏名又は名称
  - 十一 顧客が当該金庫又は当該労働金庫代理業者の所属労働金庫に連絡する方法
- 2 | 一の特定預金等契約の締結について金庫及び労働金庫代理業者が準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により顧客に対し契約締結時交付書面を交付しなければならない場合において、いずれかの者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結時交付書面を交付したときは、他の者は、同項の規定にかかわらず、契約締結

時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第百五十二条の二十六 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し外貨預金等書面を交付している場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限り。）

二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付していない場合を含む。）

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約が成立した場合には、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつ

(新設)

ては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第七条の三の規定並びに第二百五十二条の六の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。

3 外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行った場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結時交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結時交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結時交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

（禁止行為）

第二百五十二条の二十七 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為は、次に掲げる行為とす

（新設）

る。

- 一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（ハに掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介をする行為
- イ 契約締結前交付書面
- ロ 外貨預金等書面
- ハ 契約変更書面
- 二 特定預金等契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- 三 特定預金等契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、

又はこれを提供させる行為を含む。）

四 特定預金等契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

五 金庫にあつては、第百八条各号に掲げる行為

六 労働金庫代理業者にあつては、第百四十一条各号に掲げる行為

（行為規制の適用除外の例外）

第百五十二条の二十八 準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、準用金融商品取引法第三十七条の四の規定の適用について、顧客の締結した特定預金等契約に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合とする。

（新設）

別紙様式第1号 (第21条第1項関係)

第 期 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] 業務報告

(略)

1. (略)
2. 当庫の現況
  - (1) (略)
  - (2) 出資金の状況 (当年度未現在)

- イ. (略)
- ロ. 優先出資

優先出資の1口の金額 円

区分	出資者数	割合 %	出資口数	割合 %
政府及び地方公共団体				
金融機関				
金融商品取引業者				
その他の法人				
外国法人等 (うち個人)	( )	( )	( )	( )
個人その他				
合計		100.00		100.00

(記載上の注意)

(略)

(3)~(7) (略)

3. (略)

別紙様式第1号 (第21条第1項関係)

第 期 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] 業務報告

(略)

1. (略)
2. 当庫の現況
  - (1) (略)
  - (2) 出資金の状況 (当年度未現在)

- イ. (略)
- ロ. 優先出資

優先出資の1口の金額 円

区分	出資者数	割合 %	出資口数	割合 %
政府及び地方公共団体				
金融機関				
証券会社				
その他の法人				
外国法人等 (うち個人)	( )	( )	( )	( )
個人その他				
合計		100.00		100.00

(記載上の注意)

(略)

(3)~(7) (略)

3. (略)

別紙様式第2号 (第21条第1項関係)  
第 期 ( 年 月 日現在) 貸借対照表

(略)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
(略)		(略)	
		特別法上の引当金 金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(略)

別紙様式第3号 (第21条第1項関係)

第 期 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ] 損益計算書

(略)

科目	金額
(略)	(略)
特別利益	××××
固定資産処分益	××××
貸倒引当金取立	××××
償却債権	××××

別紙様式第2号 (第21条第1項関係)  
第 期 ( 年 月 日現在) 貸借対照表

(略)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
(略)		(略)	
		特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(略)

別紙様式第3号 (第21条第1項関係)

第 期 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ] 損益計算書

(略)

科目	金額
(略)	(略)
特別利益	××××
固定資産処分益	××××
貸倒引当金取立	××××
償却債権	××××

金融商品取引責任準備金取崩額	×××	
その他の特別利益	×××	×××
特別資産処分損失	×××	
固定資産処分損失	×××	
減損	×××	
金融商品取引責任準備金繰入額	×××	
その他の特別損失	×××	
(略)	(略)	

(略)

別紙様式第5号 (第21条第1項関係)

第 期 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] 業務報告

(略)

1. (略)
2. 当会の現況
  - (1) (略)
  - (2) 出資金の状況 (当年度末現在)
    - イ. (略)
    - ロ. 優先出資

優先出資の1口の金額 円

区分	出資者数	割合 %	出資口数	割合 %

金融先物取引責任準備金取崩額	×××	
証券取引責任準備金取崩額	×××	
その他の特別利益	×××	×××
特別資産処分損失	×××	
固定資産処分損失	×××	
減損	×××	
金融先物取引責任準備金繰入額	×××	
証券取引責任準備金繰入額	×××	
その他の特別損失	×××	
(略)	(略)	

(略)

別紙様式第5号 (第21条第1項関係)

第 期 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] 業務報告

(略)

1. (略)
2. 当会の現況
  - (1) (略)
  - (2) 出資金の状況 (当年度末現在)
    - イ. (略)
    - ロ. 優先出資

優先出資の1口の金額 円

区分	出資者数	割合 %	出資口数	割合 %

政府及び地方公共団体				
金融機関				
金融商品取引業者				
その他の法人				
外国法人等 (うち個人)	( )	( )	( )	( )
個人その他				
合計		100.00		100.00

(記載上の注意)

(略)

(3)～(6) (略)

3. (略)

別紙様式第6号(第21条第1項関係)  
第 期( )年 月 日現在) 貸借対照表

(略)

科目	金額 百万円	科目	金額 百万円
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		特別法上の引当金 金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について

政府及び地方公共団体				
金融機関				
証券会社				
その他の法人				
外国法人等 (うち個人)	( )	( )	( )	( )
個人その他				
合計		100.00		100.00

(記載上の注意)

(略)

(3)～(6) (略)

3. (略)

別紙様式第6号(第21条第1項関係)  
第 期( )年 月 日現在) 貸借対照表

(略)

科目	金額 百万円	科目	金額 百万円
(資産の部) (略)		(負債の部) (略)	
		特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記について

は、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(20) (略)

(21) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(22) (略)

2.～6. (略)

(略)

別紙様式第7号（第21条第1項関係）

第 期 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] 損益計算書

(略)

科 目	金 額
(略)	(略)
特 別 利 益 分 入 益	×××
固 定 資 産 処 分 益	×××
貸 倒 引 当 金 戻 立 益	×××
償 却 債 権 取 立 益	×××
<u>金融商品取引責任準備金取崩額</u>	<u>×××</u>
そ の 他 の 特 別 利 益	×××
特 別 損 失	×××

は、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(20) (略)

(21) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(22) (略)

2.～6. (略)

(略)

別紙様式第7号（第21条第1項関係）

第 期 [ 年 月 日から 年 月 日まで ] 損益計算書

(略)

科 目	金 額
(略)	(略)
特 別 利 益 分 入 益	×××
固 定 資 産 処 分 益	×××
貸 倒 引 当 金 戻 立 益	×××
償 却 債 権 取 立 益	×××
<u>金融先物取引責任準備金取崩額</u>	<u>×××</u>
<u>証券取引責任準備金取崩額</u>	<u>×××</u>
そ の 他 の 特 別 利 益	×××
特 別 損 失	×××

固定資産処分損失	×××
減損損失	×××
金融商品取引責任準備金繰入額	×××
その他の特別損失	×××
(略)	(略)

(略)

別紙様式第9号 (第113条第1項関係)

業 務 報 告 書

(日本工業規格A4)

(略)

第1事業概況書  
第 年 月 日から  
年 月 日まで

1. ～4. (略)

5. 出資金

I・II (略)

III 優先出資 (当期末現在)

優先出資1口の金額

優先出資の総口数の最高限度

自己の優先出資の所有口数

区 分	出資者数	割合 %	出資口数	割合 %
政府及び地方公共団体			口	
金融機関				

固定資産処分損失	×××
減損損失	×××
金融先物取引責任準備金繰入額	×××
証券取引責任準備金繰入額	×××
その他の特別損失	×××
(略)	(略)

(略)

別紙様式第9号 (第113条第1項関係)

業 務 報 告 書

(日本工業規格A4)

(略)

第1事業概況書  
第 年 月 日から  
年 月 日まで

1. ～4. (略)

5. 出資金

I・II (略)

III 優先出資 (当期末現在)

優先出資1口の金額

優先出資の総口数の最高限度

自己の優先出資の所有口数

区 分	出資者数	割合 %	出資口数	割合 %
政府及び地方公共団体			口	

金融商品取引業者				
その他の法人				
外国人等				
(うち個人)	( )	( )	( )	( )
個人その他				
合計		100.00		100.00

(記載上の注意)

(略)

6. ～15. (略)

第2 貸借対照表 (労働金庫名)

第 期 末 年 月	日現在		
科 目	金額 千円	科 目	金額 千円
(資産の部)		(負債の部)	
(略)		(略)	
		特別法上の引当金	
		金融商品取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(20) (略)

(21) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(22) (略)

2. ～6. (略)

金融機関				
証券会社				
その他の法人				
外国人等				
(うち個人)	( )	( )	( )	( )
個人その他				
合計		100.00		100.00

(記載上の注意)

(略)

6. ～15. (略)

第2 貸借対照表 (労働金庫名)

第 期 末 年 月	日現在		
科 目	金額 千円	科 目	金額 千円
(資産の部)		(負債の部)	
(略)		(略)	
		特別法上の引当金	
		金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金	
		(略)	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(20) (略)

(21) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(22) (略)

2. ～6. (略)



〔 年 月 日から  
年 月 日まで 〕

(略)

第2 連結財務諸表

(略)

2. ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表

(表略)

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(16) (略)

(17) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(18) (略)

2. ～4. (略)

(略)

別紙様式第10号（第113条第1項関係）

（日本工業規格A4）

〔 年 月 日から  
年 月 日まで 〕

(略)

第2 連結財務諸表

(略)

2. ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表

(表略)

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1)～(16) (略)

(17) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(18) (略)

2. ～4. (略)

(略)

別紙様式第10号（第113条第1項関係）

（日本工業規格A4）

業 務 報 告 書

(略)

第1 事業概況書

第 期 [ 年 月 日から ]  
 [ 年 月 日まで ]

1. ～4. (略)

5. 出資金

I・II (略)

III 優先出資 (当期末現在)

優先出資 1 口の金額

優先出資の総口数の最高限度

自己の優先出資の所有口数

円

口

口

区 分	出資者数	割合 %	出資口数	割合 %
政府及び地方公共団体		%	口	%
金融 融 機 関				
金融商品取引業者				
その他の法人				
外国法人等 (うち個人)				
個人その他				
合 計		100.00		100.00

(記載上の注意)

(略)

6. ～15. (略)

第2 貸借対照表

第 期末 年 月 日現在 (労働金庫連合会名)

科 目	金額	科 目	金額

業 務 報 告 書

(略)

第1 事業概況書

第 期 [ 年 月 日から ]  
 [ 年 月 日まで ]

1. ～4. (略)

5. 出資金

I・II (略)

III 優先出資 (当期末現在)

優先出資 1 口の金額

優先出資の総口数の最高限度

自己の優先出資の所有口数

円

口

口

区 分	出資者数	割合 %	出資口数	割合 %
政府及び地方公共団体		%	口	%
金 融 機 関				
証券会社				
その他の法人				
外国法人等 (うち個人)				
個人その他				
合 計		100.00		100.00

(記載上の注意)

(略)

6. ～15. (略)

第2 貸借対照表

第 期末 年 月 日現在 (労働金庫連合会名)

科 目	金額	科 目	金額



その他の特別利益	×××	
特別損失	×××	×××
固定資産処分損	×××	
減損	×××	
<u>金融商品取引責任準備金繰入額</u>	<u>×××</u>	
その他の特別損失	×××	

(略)

<u>証券取引責任準備金取崩額</u>	<u>×××</u>	
その他の特別利益	×××	
特別損失	×××	×××
固定資産処分損	×××	
減損	×××	
<u>金融先物取引責任準備金繰入額</u>	<u>×××</u>	
<u>証券取引責任準備金繰入額</u>	<u>×××</u>	
その他の特別損失	×××	

(略)

別紙様式第10号の2 (第113条第2項関係)

(日本工業規格A4)

連結業務報告書  
 〔 年 月 日から  
 年 月 日まで 〕

(略)

第2 連結財務諸表

(略)

2. ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表

別紙様式第10号の2 (第113条第2項関係)

(日本工業規格A4)

連結業務報告書  
 〔 年 月 日から  
 年 月 日まで 〕

(略)

第2 連結財務諸表

(略)

2. ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表

<p>(表略)</p>	<p>(表略)</p>
<p>(記載上の注意)</p> <p>1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</p> <p>(18) (略)</p> <p>3.～4. (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(記載上の注意)</p> <p>1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</p> <p>(18) (略)</p> <p>3.～4. (略)</p> <p>(略)</p>

○ 労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令（平成六年大蔵省令第一号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（募集事項の通知等を要しない場合）</p> <p>第二条 法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、金庫が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、<u>金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）</u>の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項が同法の規定に基づき電磁的方法（法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供している場合を含む。）とする。</p> <p>一 <u>金融商品取引法第四条第一項又は第二項の届出をする場合における同法第二十七条において準用する同法第五条第一項の届出書</u></p> <p>二 <u>金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書及び同法第二十七条において準用する同法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類</u></p> <p>三 <u>金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書</u></p> <p>四 <u>金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書</u></p>	<p>（募集事項の通知等を要しない場合）</p> <p>第二条 法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、金庫が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、<u>証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）</u>の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項が同法の規定に基づき電磁的方法（法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供している場合を含む。）とする。</p> <p>一 <u>証券取引法第四条第一項又は第二項の届出をする場合における同法第五条第一項の届出書</u></p> <p>二 <u>証券取引法第二十七条において準用する同法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書及び同法第二十七条において準用する同法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類</u></p> <p>三 <u>証券取引法第二十七条において準用する同法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書</u></p> <p>（新設）</p>

五| 金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の  
五第一項に規定する半期報告書

六| 金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の  
五第四項に規定する臨時報告書

(申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合)

第六条 法第九条第四項に規定する主務省令で定める場合は、金庫が  
金融商品取引法の規定に基づき目論見書に記載している事項を電磁  
的方法により提供している場合であつて、当該金庫が同条第一項の  
申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供して  
いる場合とする。

四| 証券取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の五第  
一項に規定する半期報告書

五| 証券取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の五第  
四項に規定する臨時報告書

(申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合)

第六条 法第九条第四項に規定する主務省令で定める場合は、金庫が  
証券取引法の規定に基づき目論見書に記載している事項を電磁的方  
法により提供している場合であつて、当該金庫が同条第一項の申込  
みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している  
場合とする。

○ 確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成十三年<sup>内閣府令第六号</sup>厚生労働省令第六号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>（登録の拒否に係るその他の者）</p> <p>第四条 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号。以下「令」という。）第四十九条第三号の主務省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 十三（略）</p> <p>十四 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十二条第一項又は第五十三条第三項の規定により同法第二十九条の登録を取り消され、その処分の日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その処分の日前三十日以内に当該法人の役員であった者で、その処分の日から五年を経過しないもの）</p> <p>十五 金融商品取引法第二条第十項に規定する登録金融機関が、</p>	<p>（登録の拒否に係るその他の者）</p> <p>第四条 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号。以下「令」という。）第四十九条第三号の主務省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 十三（略）</p> <p>十四 証券会社又は外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社が、次に掲げる場合において、その処分の日前三十日以内に当該証券会社又は外国証券会社の役員であった者で、その処分の日から五年を経過しないもの</p> <p>イ 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十六条第一項又は第五十六条の二第三項の規定により同法第二十八条の登録を取り消された場合</p> <p>ロ 外国証券会社が外国証券業者に関する法律第二十四条第一項又は同法第二十五条において準用する証券取引法第五十六条の二第三項の規定により外国証券業者に関する法律第三条第一項の登録を取り消された場合</p> <p>十五 証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関が</p>

同法第五十二条の二第一項の規定により同法第三十三条の二の登録を取り消された場合において、その処分の日前三十日以内に当該登録金融機関の役員であった者で、その処分の日から五年を経過しないもの

(削る)

(削る)

十六 (略)

、同条第五項において準用する同法第五十六条第一項の規定により同法第六十五条の二第一項の登録を取り消された場合において、その処分の日前三十日以内に当該登録金融機関の役員であった者で、その処分の日から五年を経過しないもの

十六 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号又は第四十三条の規定により同法第六条の認可を取り消され、その処分の日から五年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、その処分の日前三十日以内に当該法人の役員であった者で、その処分の日から五年を経過しないもの）

十七 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第七十四号）第三十八条第一項又は第三十九条第一項の規定により同法第四条の登録又は第二十四条第一項の認可を取り消され、若しくは同法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される同法第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止を命じられた者で、その処分の日から五年を経過しないもの（当該登録若しくは認可を取り消され又は投資顧問業の廃止を命じられた者が法人である場合においては、その処分の日前三十日以内に当該法人の役員であった者で、その処分の日から五年を経過しないもの）

十八 (略)

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この命令は、証券取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

### (労働金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 金庫（改正法第十五条の規定による改正後の労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号。以下「新労働金庫法」という。）第三条に規定する金庫をいう。以下この条から附則第七条までにおいて同じ。）が施行日以後に顧客との間で外貨預金等（第一条の規定による改正後の労働金庫法施行規則（以下「新労働金庫法施行規則」という。）第百五十二条の二十二第一項第一号に規定する外貨預金等をいう。以下この条において同じ。）に係る特定預金等契約（新労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等契約をいう。以下この条から附則第四条まで及び附則第七条において同じ。）の締結をしようとする場合における新労働金庫法第九十四条の二において準用する改正法第三条の規定による改正後の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「新金融商品取引法」という。）第三十七条の三第一項ただし書に

規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、当該顧客が施行日から起算して三月以内に当該特定預金等契約を締結しようとする場合（当該顧客から契約締結前交付書面（新労働金庫法施行規則第二百五十二条の十五第三号ニ(1)に規定する契約締結前交付書面をいう。以下この条、次条第二項及び附則第七条において同じ。）の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限り。）とする。

2 施行日以後に外貨預金等に係る特定預金等契約が成立した場合における新労働金庫法第九十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、施行日から起算して三月以内に当該特定預金等契約が成立した場合（当該顧客から契約締結時交付書面（新労働金庫法施行規則第一百五十二条の二十五第一項に規定する契約締結時交付書面をいう。以下この条及び附則第七条において同じ。）の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限り。）とする。

3 前二項の場合において、金庫は、施行日から起算して三月以内に当該顧客に対し、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面又は外貨預金等書面（新労働金庫法施行規則第一百五十二条の二十二第一項第一号に規定する外貨預金等書面をいう。附則第六条において同じ。）を交付しなければならない。

第三条 金庫又は労働金庫代理業者（新労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者をいう。以下この条において同じ。）が施行日以後に顧客（当該金庫との間で施行日前に特定預金等契約に相当する契約を締結した者又は当該労働金庫代理業者による代理又は媒介により施行日前に特定預金等契約に相当する契約を締結した者に限る。）を相手方とする特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介をしようとする場合における新労働金庫法第九十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、当該顧客が施行日から起算して三月以内に当該特定預金等契約を締結しようとする場合とする。

2 前項の場合において、金庫又は労働金庫代理業者は、特定預金等契約が成立したときは、遅滞なく、同項の顧客に対し、契約締結前交付書面を交付しなければならない。

第四条 新労働金庫法施行規則第一百五十二条の十二第三号の適用については、施行日前に締結した特定預金等契約に相当する契約は、同号の特定預金等契約とみなす。

第五条 新労働金庫法施行規則第一百五十二条の十六の規定は、ビラ又はパンフレットを配布する方法により多数の者に対して同様の方法で行う情報の提供については、施行日から起算して三月を経過するまでの間

は、適用しない。

第六条 金庫は、施行日前においても、新労働金庫法施行規則第百五十二条の二十二第一項第一号又は第百五十二条の二十六第一項第一号の規定の例により、顧客に対し、書面を交付することができる。この場合において、当該金庫は、新労働金庫法施行規則第百五十二条の二十二第一項第一号又は第百五十二条の二十六第一項第一号の規定により当該顧客に対して外貨預金等書面を交付したものとみなす。

2 新労働金庫法施行規則第百五十二条の二十二第一項第一号及び第三項又は第百五十二条の二十六第一項第一号及び第三項の適用については、前項前段の規定により書面を交付した日を新労働金庫法施行規則第百五十二条の二十二第一項第一号及び第三項又は第百五十二条の二十六第一項第一号及び第三項の外貨預金等書面を交付した日とみなす。

第七条 金庫は、施行日以後に特定預金等契約を締結しようとする場合であつて、施行日前に、当該特定預金等契約と同一の内容の契約について、顧客に対し、新労働金庫法第九十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定の例により書面を交付しているときには、当該顧客に対し、同項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなして、新労働金庫法施行規則第百五十二条の二

十二第一項第二号の規定を適用する。

- 2 金庫は、施行日以後に特定預金等契約が成立した場合であつて、施行日前に、当該特定預金等契約と同の内容の契約について、顧客に対し、新労働金庫法第九十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定の例により書面を交付しているときには、当該顧客に対し、同項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなして、新労働金庫法施行規則第五百二十二条の二十六第一項第二号の規定を適用する。

- 3 新労働金庫法施行規則第五百二十二条の二十二第一項第二号及び第四項又は第五百二十二条の二十六第一項第二号及び第四項の適用については、前二項の規定により書面を交付した日を新労働金庫法施行規則第五百二十二条の二十二第一項第二号及び第四項の契約締結前交付書面又は新労働金庫法施行規則第五百二十二条の二十六第一項第二号及び第四項の契約締結時交付書面を交付した日とみなす。

(（**（** 抵当証券業の規制等に関する法律の廃止に伴う労働金庫等の子会社の範囲に関する経過措置 **）**)

第八条 この命令の施行の際現に証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号。以下この条において「整備法」という。）第五十七条第二項の規定

によりなおその効力を有するものとされる整備法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号。以下この条において「旧抵当証券業規制法」という。）の規定により行っている旧抵当証券業規制法第二条第一項に規定する抵当証券業については、第一条の規定による改正前の労働金庫法施行規則第四十五条第五項第四号の規定は、施行日から起算して六年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。